

令和元年度 工事監査

一 農工第4号

市之枝揚水機場整備補修工事一

羽島市監査委員事務局

目 次

1 監査の対象部署

産 業 振 興 部

農 政 課

総 務 部

管 財 課

2 審 査 期 間

工 事 監 査 令和2年1月22日～

令和2年2月18日

3 回 答 書

羽島市

令和元年度 工事技術調査結果報告書

調査実施日：令和2年2月7日（金）

場 所：羽島市役所 本庁舎4階第一会議室並びに工事現場

監査執行者：羽島市代表監査委員	（識見）	松岡 滋
〃 監査委員	（議選）	山田 紘治

調査対象工事
農工第4号 市之枝揚水機場整備補修工事

1 工事概要

(1) 工事場所 : 羽島市下中町市之枝 地内

(2) 本工事内容

本施設は、平成13年に経営体育成基盤整備事業にて整備された農業用水の揚水機場である。

本工事は、土地改良施設維持管理適正化事業により、老朽化した市之枝揚水機場のポンプ及び制御盤等の整備補修を行うものである。

※「土地改良施設維持管理適正化事業」

土地改良施設の維持管理事業に要する費用のうち、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の取替などのように数年に一度（定期的に）行う施設の整備補修に要する経費に対する助成の制度である。

この制度では、前もって「適正化事業」に加入して、整備補修に必要な費用の一定額を拠出金として毎年「県土連」を通じて、全国土地改良事業団体連合会に拠出し、整備事業を実施する年度に、国、県の補助金をそれぞれ3割加え交付金として交付する制度である。

◆工事概要

深井戸ポンプ補修 N= 1台

自動制御機盤補修 N= 1式

高圧気中遮断器補修 N= 1式

(3) 工事請負業者

株式会社 カミノ

「一般競争入札方式 予定価格事前公表 電子入札」

(4) 工事費

設計金額（税込） 17,515,440円

予定価格（税込） 17,515,440円

契約金額（税込） 16,830,000円【うち消費税1,530,000円】

(5) 工事期間

令和1年7月24日から令和2年2月21日

(6) 進捗状況

工事 (令和1年12月27日現在)

計画出来高 74.3% 実施出来高 72.3%

(7) 工事監督員

総括監督員 —

主任監督員 産業振興部農政課土地改良係 土地改良係長 小川 博

一般監督員 " " 技師 平光 恭平

2 調査所見

2－1 書類関係

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

(1) 契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

1,652,400 円 ※消費税 8%として契約額の 10%

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

前払金保証について、施工業者からの請求が、現時点で出ていない。

0 円

【 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

本工事の契約方式は、「一般競争入札方式」であり、「羽島市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領」に基づき適正に施行されていた。

また、予定価格事前公表については「羽島市建設工事請負契約及び業務委託契約に関する予定価格の公表要領」に基づき、電子入札は、「羽島市電子入札実施要領」に基づき施行されていた。

なお、見積期間については、建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第1項において設計金額に応じた見積期間が規定されており、本契約では規定（10日間）に合致した見積期間が確保されていた

入札執行通知日：令和元年7月9日 入札執行日：令和元年7月22日

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、『公共工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び下請負等届

技術者届等は、適正に整備・保管されていた。

また、下請け人については、下請負人の技術者・資格の写し、施工体系図、下請負契約等と共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

建設業法（建設業法 26 条の 1）により定められた主任技術者は適正に配置されていた。

同様に監理技術者は下請契約の請負金額の合計が、4,000 万円未満であるため、配置する必要が無い。（建設業法 26 条の 2）

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

中小企業退職金共済法に基づく、退職金共済契約者を確認した。

(6) 請負業者加入保険など書類

労働災害保険、法定外労働補償（建設共済等）の書類を確認した。

2－2 積算・設計に関する書類

(1) 積算使用単価について

実施設計書に使用する単価表 令和元年 4 月 岐阜県

令和元年 5 月（一財）建設物価調査会「建設物価」、（一財）経済調査会「積算資料」及び見積により決定されていたことを確認した。

見積徴取した資材には深井戸ポンプが含まれ、金額的には高額であるが、特別な仕様の機種ではなく、極めて一般的な資材であり、見積もりによる単価決定は妥当と考えられます。また、見積徴取先については市内の工事实績等より選定されており、これも妥当と考えます。

ただし今後、特別な仕様の製品についての価格決定については「特別調査」の実施も検討していただきたい。

※特別調査とは、物価調査機関と委託契約を締結して実施する調査であり、特別調査による価格は、物価調査機関が、物価資料に掲載されている材料等の市場価格調査と同様に当該材料等の過去の取引実績等を基に、当該材料等の製造会社、販売代理店、当該材料等の同等品を購入している工事事業者等に対しての聞き取り調査等を行い決定している。

（２）設計内訳書

「工事設計書」をチェックしたが、適正に作成整備されていた。

2－3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、適正に整理・保管されていた。

（１）関係諸官庁への届出

本工事は、特に該当はありませんでした。

（２）工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報センター（JACIC）の CORINS(工事实績情報サービス) 登録は行われていた。

（３）下請負書類・施工体系図

下請負については、1 次下請負人 2 者が届け出されている。下請負人の技術者・資格の写し、施工体系図、下請負契約書等と共に適正に整理・保管されていた。

※クレーンギフに関しては単日契約に付き契約書無し。

（４）工程表管理

契約時及び施工計画に実施工程表が作成提出され整理されていた。

進捗については、12 月末時点で計画出来高 74.3%に対し、実施出来高は 72.3%でほぼ計画どおりである。

工期は令和 2 年 2 月 21 日までであり、工期内で完了見込みであることを確認した。

（５）施工計画書

岐阜県土木工事共通仕様書第1編、1-1-5に基づき施工計画書が作成されていた。
工事概要、実施工程表、現場組織表、安全管理、緊急時の体制及び対応等必要事項が記載されていることを確認した。

(6) 指示・承諾・協議・提出・報告書

現在までに、提出されている書類は数件であるが、工事完了後は番号を振り、一覧表を作成するなど、書類を適正に、見やすく整理・保管していただきたい。

2-4 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、特に該当は無いとの回答であった。

しかしながら、今後タンクの塗装塗替え作業があり、旧塗料をケレンする作業があることから、「塗料かす」の発生が見込まれ、「塗料かす」は建設廃棄物として適正に処理されなければならない。その際、受注者には当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し報告させる。また、当該産業廃棄物処理業者の処理施設を実地に調査し報告させるなど、処理業者の能力確認にも留意していただきたい。

3 現場施工状況調査における所見

(1) 本工事は、ほぼ予定通りに作業が完了しており、現場では、設計図どおりに施工されていることを目視にて確認した。

また、品質、出来栄はおおむね良好であった。

(2) 建設業許可票・施工体系図・緊急連絡体制図・労働保険関係成立票

建設業許可票は公衆の見やすい位置に掲示されていること、施工体系図に記載されたすべての業者が掲示されていることを確認した。

労働保険関係成立票の「事業主代理人」に現場代理人名が記載されていたが、保険手続きに際し、事業主（通常は社長）の代理人を選出していない場合は、「空欄」となる。

4 技術調査全般

今回の調査では、積算・契約・施工の各段階において調査を実施した。

各段階を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は適正であり、インデックス等により大変分かりやすく整理されていた。

施工状況及び管理状況は、実際に現場で調査したが、適正に作業されていた。

工期完了まであと僅かではあるが、無事故無災害で完成をお願いする。

以 上

文書中の

_____ 部分は、留意事項

..... 部分は、今後に向けての要望

令和元年度工事監査の回答書

2－2 積算・設計に関する書類

(1) 積算使用単価について

実施設計書に使用する単価表 令和元年4月 岐阜県

令和元年5月(一財)建設物価調査会「建設物価」、(一財)経済調査会「積算資料」及び見積により決定されていたことを確認した。

見積徴収した資材は深井戸ポンプが含まれ、金額的に高額であるが、特別な仕様の機種ではなく、極めて一般的な資材であり、見積もりによる単価決定は妥当と考えられます。また、見積徴取先については市内の工事実績等より選定されており、これも妥当と考えます。

ただし今後、特別な仕様の製品についての価格決定については「特別調査」の実施も検討していただきたい。

<回答>

今後、特別な仕様の製品の価格決定方法について検討していく。

2－3 施工に関する書類

(6) 指示・承諾・協議・提出・報告書

現在までに、提出されている書類は数件であるが、工事完了後は番号を振り、一覧表を作成するなど、書類を適正に、見やすく整理・保管していただきたい。

<回答>

今後、一覧表を作成など書類の見やすい整理・保管を行う。

2－4 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、特に該当は無いとの回答であった。

しかしながら、今後タンクの塗装塗替え作業があり、旧塗料はケレンする作業があることから、「塗料かす」の発生が見込まれ、「塗料かす」は建設廃棄物として適正に処理されなければならない。その際、受注者には当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し報告させる。また当該産業廃棄物処理業者の処理施設を実地に調査し報告させるなど、処理業者の能力確認にも留意していただきたい。

<回答>

今後、「塗料かす」の処分について検討していく。

3 現場施工状況調査における所見

(2) 建設業許可票・施工体系図・緊急連絡体制図・労働保険関係成立票
建設業許可票は公衆の見やすい位置に掲示されていること、施工体系図に記載されたすべての業者が掲示されていることを確認した。

労働保険関係成立票の「事業主代理人」に現場代理人名が記載されていたが、保険手続きに際し、事業主(通常は社長)の代理人を選出していない場合は「空欄」となる。

<回答>

業者に訂正の指示を行った。